

仕 様 書

この仕様書は、広島市立広島市民病院陰圧維持管理措置賃貸借（単価契約）について必要な事項を定めるものとする。

1 対象機器等

名 称	設 置 場 所
陰圧維持管理装置	広島市中区基町7番33号 広島市立広島市民病院

本契約における陰圧維持管理装置とは、以下のものをいう。

- (1) 医療機器として薬事法上の製造販売承認（類別が「医療用品4 整形用品」であって、一般的名称が「陰圧創傷治療システム」であること。）を受けているもの。
- (2) 特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処理用材料（上記(1)の承認に加え、創傷を密封し、陰圧を付加することにより、肉芽形成の促進及び滲出液と感染性老廃物の除去等、創傷治療が促進されるものであること。）の使用が可能なもの。

2 維持管理

受注者は、発注者が装置を常に良好な状態で使用できるよう、装置の保守、修理又は調整を行うものとする。

これに要する費用は、受注者の負担とする。

3 留意事項

使用済み装置を再使用して貸与する場合は、受注者は、感染防止のために必要な消毒及び滅菌等の処理をあらかじめ行ったうえで貸与する。

4 その他

この仕様書に疑義のあるときは又は定めのない事項については、発注者、受注者協議してこれを定めるものとする。